

平成 20 年 7 月 23 日

厚生労働省 年金局
企業年金国民年金基金課 御中

全国銀行協会
業務部

確定拠出年金制度に関する改善要望について

平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

平成 13 年 10 月からスタートした確定拠出年金制度につきましては、私どもの会員においても、運営管理機関や資産管理機関等として、制度の健全な普及・発展のため努力しているところであります。

平成 18 年 10 月には確定拠出年金法の施行から 5 年が経過し、貴省におかれても本制度の施行状況の検証を行うなど、制度見直しに向けての検討を進められているものと拝察いたします。

今般、当協会では、会員における日々の業務運営の中で加入者等から寄せられている要望も踏まえ、別紙のとおり改善要望をとりまとめました。

つきましては、本制度のさらなる普及・発展のために今回の要望事項についてご高配を賜りますよう、お願い申し上げます。

なお、要望のうち税制改正にかかわる事項につきましては、今後、当協会の税制改正要望として関係当局へ提出する予定としておりますので、申し添えます。

以 上

確定拠出年金制度に関する改善要望

平成20年7月23日

全国銀行協会

1. 企業年金のある企業の従業員の個人型年金加入の容認【税制関連】

中小企業における退職金・企業年金の給付水準を考慮した場合、老後所得の確保に係る自主的な努力の支援が一層必要と考えられるため、企業年金（企業型年金を含む）のある企業の従業員（第2号被保険者）は全て個人型年金に加入できるようにするべきである。

2. 拠出限度額の引上げ【税制関連】

今後、公的年金は支給開始年齢の引き上げや所得代替率の引き下げにより、老後生活を維持する金額を十分に賄うことができなくなる可能性があり、その補完的な役割としての確定拠出年金制度の重要性は益々増してくる。かかる視点では、現在の拠出限度額は必ずしも十分とは言えず、少なくとも公的年金の減少分をカバーできる水準として設定されるべきである。

3. 退職年金等積立金に対する特別法人税の撤廃【税制関連】

確定拠出年金は、公的年金の補完、老後生活の維持向上という社会的要請に応え、国民の将来不安を除去し、少子・高齢化に対応するための制度として、拠出時・運用時非課税、給付時課税を基本とした十分な税制優遇措置が講じられるべきである。

また、先進国で積立金に課税する例はなく、仮に課税凍結措置が解除されれば国際的に見劣りしてしまうことから、現行のような凍結措置の延長ではなく、特別法人税そのものを撤廃すべきである。

4. 追徴課税等のペナルティを課した脱退一時金の支給制度の新設

平成17年度に、脱退一時金の支給（中途引き出し）要件が一部緩和され、資産が少額である場合にも脱退一時金が支給されることとなった。また、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案では「企業型の資格喪失後、2年間個人型運用指図者であり、かつ、個人別管理資産が25万円以下である場合」に脱退一時金の支給が認められる方向で検討されている。

しかし、加入者が退職により国民年金の第3号被保険者となる場合には、加入期間が3年を超え、かつ一定額を超える資産があると、依然として脱退一時金が支給されない。こうしたケースではその後の個人型年金に係る手数料負担によって資産が減少することが避けられず、また、自動移換の問題の一因にもなっている。

については、追徴課税等のペナルティを課した脱退一時金の支給制度を新設することを要望する。

5. 事業主への掛け金返還規定の緩和

懲戒解雇の場合など、勤続3年以上の場合においても、規約に定めれば事業主への掛け金返還を認めることを要望する。

以上